

令和 3 年 12 月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和 3 年 12 月 21 日（火）午後 2 時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館 11 階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，吉澤時子，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員
教育委員会事務局参事（神原由明），参事兼教育総務課長（伊川歩），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（藤本寧夫），書記（木葉健介），書記（川村浩司）
- 5 議事
 - （1）令和 4 年度教職員人事異動基本方針について（学校教育課）
 - （2）学校運営協議会委員の解任について（教育支援課）
- 6 その他
 - （1）令和 4 年 1 月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 7 傍聴人 1 名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和 3 年 12 月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は，吉澤委員にお願いいたします。

それでは，議事に入ります。議案第 2011 号「令和 4 年度教職員人事異動基本方針について」をお諮りします。

（書 記）議案を朗読

（参事兼教育総務課長）提案理由でございますが，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 3 号の規定に関する教職員人事異動基本方針を定めるについて，教育委員会の議決を得るため，この議案を提出いたします。

（学校教育課長）それでは，私からは議案第 2011 号，令和 4 年度教職員人事異動基本方針につきまして，説明させていただきます。資料の 2 ページを御覧ください。

昨年度と大きな変更点はございません。読み上げまして，説明とさせていただきます。

令和 4 年度教職員人事異動基本方針（案）

県の人事異動基本方針をふまえ，教職員の人事異動を積極的に推進し，鈴鹿市の教

育の振興と刷新を図る。

令和4年度教職員人事異動基本方針（三重県教育委員会）

令和2年3月に策定された「三重県教育ビジョン～子どもたちが豊かな未来を創っていくために～」では、「子どもの未来の礎となる『確かな学力・豊かな心・健やかな身体』の育成」、「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開しているところである。

このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

鈴鹿市内人事異動基本原則

- (1) 人事異動については、学校又は個人にとって著しく公平を欠くことのないようにする。
- (2) 人事異動にあたっては、原則として現任校勤務3年以上の者を対象とする。
- (3) 現任校での勤務年数は、原則として8年を限度とする。
- (4) 近親者（血族3親等、姻族2親等）の同一校勤務は、できる限りこれを避ける。
- (5) 往復人事異動（A校←→B校）は、できる限りこれを避ける。
- (6) 特別な条件を伴う人事異動については、検討する。

上記の内容は、市立幼稚園教員にも準用するが、幼稚園のみ（2）（3）を以下のとおりとする。

- (2) 人事異動にあたっては、現任園での勤務年数の最低ラインを定めない。
- (3) 現任園での勤務年数は、原則として6年を限度とする。

以上でございます。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（吉澤委員）人事異動についてはとても大変な作業であり、御苦労だと思いますが、どれぐらいの日数を掛けて行ってみえるのでしょうか。また、年間どれぐらいの方が異動されているのか教えていただきたいと思います。

（学校教育課長）年間に掛かる日数でございますが、先月末の校長会をスタートとして、現在も今、人事異動に係る希望調書を回収しつつ、作業に入っているところでございます。およそ2月の教育委員会までが正規の職員の異動、それ以降が講師の異動とい

う形です。で、だいたい最後の最後の3月末まで掛かっていくところでございます。

また、だいたいどれくらいの方が異動するかということについては、多い年もあれば少ない年もあるのですが、市内だけを異動する場合や市外への転出などがございまして、だいたい60人から70人ぐらいで、多い時には80人、90人ということもございます。

(下古谷委員)「(3) 現任校での勤務年数は、原則として8年を限度とする」とありますが、生徒指導をしっかりとってほしいなど、学校の事情というのいろいろあると思います。8年以上だと、だいたい最大12年くらいなのではないでしょうか。どこまで延びているというような事例があるのでしょうか。

(学校教育課長) ほぼ8年で異動されているのですが、延びている方というのは、産休・育休に入って、そのまま1人目の子を授かった後、また2人目、3人目というように延びている方もございます。

最大で、今まで見たことがあるのは12という数字を見たことがあるのですが、それが最大かは、把握はできておりません。

(教育長) 一般的には8年を超えるということはないです。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2011号「令和4年度教職員人事異動基本方針について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2011号を原案のとおり承認いたします。

それでは、次に、議案第2012号「学校運営協議会委員の解任について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、学校運営協議会委員を解任するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第10号の規定により、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第2012号「学校運営協議会委員の解任」につきまして、説明申し上げます。4ページを御覧ください。

天名小学校の畑委員本人から12月10日に辞任の申し出がありました。鈴鹿市立学校に設置する学校運営協議会の組織及び運営に関する規則第12条第1項第2号の「解任に相当する事由があると認められるとき」に該当いたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 解任ということで、お辞めになった後、次の方は入ってくるのでしょうか。

(教育支援課長) この学校の場合は、この方に代わる方はいません。あと一回学校運営協議会があるだけであり、4月に新たに選任されるということになります。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2012号「学校運営協議会委員の解任について」を、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2012号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、その他事項に移ります。

「令和4年1月教育委員会定例会の開催について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 1月定例会でございますが、令和4年1月18日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、1月教育委員会定例会を令和4年1月18日(火)午後2時から、教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして令和3年12月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

12月教育委員会定例会終了 午後2時12分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 吉澤 時子